



令和2年6月15日(月)
建政部 建設産業第一課

記者発表資料

「関東地方整備局建設業法令遵守推進本部」の 活動結果(令和元年度)及び活動方針(令和2年度)について

推進本部における令和元年度の活動結果及び令和2年度の活動方針についてお知らせします。

1. 推進本部に寄せられた通報件数(令和元年度)

| | 関東地方整備局(全国比) | 全国計 |
|------------|---------------------------|--------|
| 駆け込みホットライン | 681件(41.1%) | 1,659件 |
| 主な通報内容 | 請負代金の支払い、建設業法違反の疑義に関すること等 | |

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数(令和元年度)

| | |
|----------|---|
| 検査時期 | 平成31年4月～令和2年3月 |
| 検査対象 | 118社 (参考)全国 598社 |
| 検査後の勧告実施 | 46社 (参考)全国 184社 |
| 主な勧告事由 | 追加・変更契約に関すること(書面未交付での口頭契約) 下請代金の支払いに関すること(支払ルールの不徹底) 下請契約の締結に関すること(工事の着工後・完了後の契約締結) |

※上記のほか、関東地方整備局と管内1都8県が合同で、知事許可業者(5社)に対する立入検査も実施しました。

3. 令和2年度における活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別添を参照ください。

| | |
|---|---|
| 発表記者クラブ | |
| 埼玉県政記者クラブ 竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会 | |
| 問い合わせ先 | |
| 建政部 | 建設業適正契約推進官 平石信明(ひらいしのぶあき) [内線 6119] 建設産業第一課長 廣瀬祐一郎(ひろせゆういちろう) [内線 6141] 課長補佐 佐井上和昌(いのうえかずまさ) [内線 6144] 電話 048-601-3151(代表) |

令和2年度 活動方針について

－関東地方整備局建設業法令遵守推進本部－

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところであるが、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要があり、継続的に法令遵守の徹底を図ることが必要である。

このため、関東地方整備局建設業法令遵守推進本部では、これまでの活動実績を踏まえ、以下に掲げる活動により、引き続き法令遵守の徹底を図るとともに法令違反に厳正に対処することとする。

主な活動内容

(1) 各種相談窓口の運営及び活用促進に向けた周知

建設業法違反通報窓口である「駆け込みホットライン」及び各種建設業に関する様々な相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を適切に運営するとともに、活用促進に向けた周知を図る。

(2) 建設業の法令遵守に関する周知

以下の各事項について、立入検査と併せて実施する。

- 建設業法等の関係法令の周知及び下請業者（知事許可業者等）への周知要請
- 令和2年10月に施行される建設業法の改正内容（請負契約の内容、著しく短い工期の禁止、下請代金の支払、不利益取扱いの禁止等）の周知

また、講習会・研修会等のあらゆる機会を通じて、建設業の法令遵守について周知、徹底を図る。

(3) 立入検査の実施

各種相談窓口への通報や相談内容、下請取引等実態調査の調査結果、新たに建設業の許可を取得した業者及び過去に建設業法違反で行政指導等を受けた建設業者などの情報を基に検査対象を選定した上で、建設業法に基づく検査を実施する。

(4) 建設業取引適正化推進月間（11月）における取り組み

建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会として実施する内容について、幅広く周知が図られるよう広報するとともに、関係機関（都県及び関係省庁等）との一層の連携強化に努め、建設業における法令遵守や建設業行政の動向等について周知・徹底を図る。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

- ① 立入検査の実施又は講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
- ② 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」(令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号)の趣旨・内容を建設企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図る。
- ③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び都道府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督の強化等に努める。